

前橋市自治会関係行政事務の委嘱に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、地域と行政との連携を深め、市政運営の円滑化及び効率化を図るために必要な事項を定め、協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 市内の町若しくは丁目又は一定の区域に住所を有する者が地縁に基づき自主的に構成した別表に掲げる団体
- (2) 自治会長 自治会の代表者

(委嘱)

第3条 市長は、行政事務の一部を自治会長に委嘱する。

2 自治会長に委嘱する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 所管する自治会区域内住民への各種情報の伝達及び連絡に関すること。
 - ア 広報まえばしの毎戸配布
 - イ その他周知文書等の配布・回覧
- (2) 調査書、報告書等のとりまとめに関すること。
 - ア 自治会役員及び自治会内世帯数の報告
 - イ 環境美化推進員活動の報告
 - ウ 自治会役員永年表彰に係る被表彰者の内申
- (3) 各種委員等の推薦等に関すること。
 - ア 防犯委員の推薦
 - イ 交通指導員の推薦
 - ウ 統計調査員の推薦
 - エ 民生委員・児童委員の推薦
 - オ 保健推進員の推薦
 - カ 環境美化推進員の推薦
 - キ 生涯学習奨励員の推薦
 - ク 青少年育成推進員の推薦
- (4) 防災防犯や地域福祉、教育、文化、社会奉仕、環境美化等に係る自治会活動と行政との連携に関すること。
 - ア 災害時の被災者支援等への協力

- イ 防犯灯の新設及び維持管理に係る連絡調整
- ウ 敬老祝金の配布
- エ 地域包括支援センターに係る地域ケア会議への協力
- オ 前橋市まちを緑にする会の分担金の納入
- カ ごみ集積所の設置

(5) その他、市長において必要と認める事項

3 市長は、第1項の規定による委嘱の際、記章（別図）を交付する。

4 自治会長は、第1項の規定による委嘱を受ける際、承諾書（様式）を市長に提出する。

（委嘱期間）

第4条 前条第1項の規定による委嘱の期間は、自治会長がその職にある期間とする。

2 市長は、自治会長が前項に規定する委嘱の期間中に、特別な理由により前条第2項に規定する事務に従事できないときは、委嘱を一旦中断し、その間、当該自治会長が指定する引継者に当該事務を委嘱するものとする。

（報償費）

第5条 自治会長には、毎年度予算の範囲内において一定の割合により算定した額の報償費を支給する。

（秘密を守る義務）

第6条 自治会長は、委嘱された事務を処理する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（補則）

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

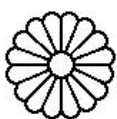
別表（第2条関係）

地区名	自治会名
桃井地区	大手町一丁目、大手町二丁目、大手町三丁目、紅雲町一丁目、紅雲町二丁目、千代田町一丁目、本町一丁目
中川地区	本町三丁目、三河町一丁目、三河町二丁目、朝日町一丁目、朝日町二丁目、朝日町三丁目、朝日町四丁目
敷島地区	昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、平和町一丁目、平和町二丁目、住吉町一丁目、住吉町二丁目
南部地区	南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目、南町四丁目、六供町、六供町生川
城東地区	日吉町一丁目、日吉町二丁目、日吉町三丁目、城東町一丁目、城東町二丁目、城東町三丁目、城東町四丁目、城東町五丁目
若宮地区	国領町一丁目、国領町二丁目、若宮町一丁目、若宮町二丁目、若宮町三丁目、若宮町四丁目、日吉町四丁目
天川地区	文京町一丁目、文京町二丁目、文京町三丁目、文京町四丁目、天川原町一丁目、天川原町二丁目、天川町、第一天川町
岩神地区	岩神町一丁目、岩神町二丁目、岩神町三丁目、岩神町四丁目、敷島町、緑が丘町
中央地区	千代田町二丁目、千代田町三丁目、千代田町四丁目、千代田町五丁目、本町二丁目、表町一丁目、表町二丁目
上川淵地区	上佐鳥町、櫛島町、上朝倉町、下朝倉町、朝倉町一丁目、朝倉町二丁目、朝倉町三丁目、朝倉町四丁目、後閑町、広瀬町一丁目、広瀬町第一団地、広瀬町一丁目天神山、広瀬町二丁目、広瀬町一、二丁目南部、広瀬町三丁目、下佐鳥町、宮地町、西善町西善、西善町上両家、西善町下両家、西善町矢田、中内町、東善町、山王町、山王町一丁目、山王町二丁目
下川淵地区	公田町、横手町、亀里町竜門、亀里町阿内宿、亀里町寺家、亀里町矢島、鶴光路町、新堀町、新堀西、下阿内町、力丸町、徳丸町、房丸町、下川町
芳賀地区	勝沢町、小神明町、端気町、五代町、鳥取町、小坂子町、嶺町、金丸町、高花台一丁目、高花台二丁目
桂萱地区	三俣町一丁目、三俣町二丁目、三俣町三丁目、幸塚町、上沖町、下沖町、西片貝町、東片貝町、上泉町、石関町、亀泉町、荻窪町、堀之下町、堤町、堤町北区、堤町ローズタウン、江木町、江木町第二、江木団地、萱野団地、東ローズタウン
東地区	東箱田後家町、西箱田町、前箱田町、川曲町、稻荷新田町、大利根町、下新田町南、下新田町東陽、下新田町、上新田町、光が丘町、朝日が丘町、小相木町、古市町、新前橋町、江田町、青葉町

元総社地区	元総社町第一、元総社町第二、元総社町第三、元総社町第四、元総社町78、大渡町、大友町、下石倉町、石倉町上石倉、石倉町中部、鳥羽町東部、鳥羽町西部、問屋町
総社地区	総社大渡町、総社町野馬、総社町巢鳥、総社町鍛冶町、総社町栗島、総社町大屋敷、総社町山王、総社町新田、総社町立石、総社町桜が丘、総社町植野、総社町高井、総社町城川
南橋地区	上細井町、下細井町、北代田町、下小出町、上小出町、龍蔵寺町、青柳町、荒牧町、日輪寺町、川端町、田口町、関根町、川原町、南橋町
清里地区	池端町、上青梨子町、青梨子町、青梨子町前原、清野町
永明地区	天川大島町本町、天川大島町原町、天川大島町住宅、野中町、上大島町、上長磯町、下長磯町、女屋町、東上野町、小島田町、駒形町、下大島町、下大島町西団地
城南地区	下大屋町、泉沢町、富田町、荒口町、荒子町、西大室町、東大室町、飯土井町、新井町、二之宮町、今井町、笄井町、小屋原町、上増田町、下増田町、鶴が谷町
大胡地区	大胡町、茂木町、足軽町、堀越町、堀越町堀下、横沢町、滝窪町、東金丸町、河原浜町、樋越町、上大屋町
宮城地区	鼻毛石町、柏倉町、市之関町、三夜沢町、苗ヶ島町、馬場町、大前田町
粕川地区	粕川町中之沢区、粕川町室沢区、粕川町月田区、粕川町稲里区、粕川町新屋区、粕川町込皆戸区、粕川町深津区、粕川町女淵区、粕川町田面区、粕川町中区、粕川町膳区
富士見地区	田島、引田、横室、原上、原中、原西、原東、小沢、米野、徳沢、時中、時東、中島、辻、梶谷、受地、所替戸、高松、石井一区、石井二区、石井三区、漆窪、市之木場、山口、皆沢、白川台、新地、天神平、西大河原、箕輪、大洞

※ 自治会を統合、分割又は新設しようとする際は、あらかじめ関係する近隣自治会及び地区自治会連合会（本表に掲げた地区ごとに設置された自治会の連合組織をいう。）の同意を得なければならないものとする。

別図（第3条関係）



銀製金張菊花模様（直径10mm）中央に市の紋章「輪貫」（直径3mm）を突出

（表）

様式（第3条関係）

承 諾 書

前橋市長（以下「甲」という。）からの委嘱に基づき、〇〇町自治会長（以下「乙」という。）は、以下の条項に規定された事項を遵守し、自治会関係行政事務処理の遂行に当たることを承諾します。

（委嘱事務）

第1条 甲が乙に委嘱する事務は、次のとおりとする。

- (1) 所管する自治会区域内住民への各種情報の伝達及び連絡に関すること。
- (2) 調査書、報告書等のとりまとめに関すること。
- (3) 各種委員等の推薦等に関すること。
- (4) 防災防犯や地域福祉、教育、文化、社会奉仕、環境美化等に係る自治会活動と行政との連携に関すること。
- (5) その他、市長において必要と認める事項

2 前項各号に規定する事務の内容は、前橋市自治会関係行政事務の委嘱に関する要項に定める。

（個人情報提供）

第2条 乙が前条に規定する事務を処理するために、甲は、当該自治会区域内住民の住所、氏名、性別及び生年月日の情報（以下「個人情報」という。）を乙に提供することができるものとする。

（秘密の保持）

第3条 乙は、個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（個人情報の適正な管理）

第4条 乙は、個人情報の授受、処理、保管その他の取扱いに当たっては、漏えい、滅失、き損等を防止するため、その適正管理に努めなければならない。

（個人情報の目的外使用の禁止）

第5条 乙は、個人情報を第1条に規定する事務の目的外の用途に使用してはならない。

(第三者への提供)

第6条 乙は、個人情報第三者に提供してはならない。

(事故発生時における報告)

第7条 乙は、この承諾書に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(個人情報保護に関する報告及び検査)

第8条 甲は、必要と認めた場合は、乙に対して、個人情報の管理の状況について報告を求め、個人情報を保管する施設その他の個人情報を取り扱う場所で検査することができる。

2 前項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、甲がこれを負担しなければならない。

(損害賠償)

第9条 甲は、乙がこの承諾書に違反したことにより甲に損害が発生したと認めるときは、損害賠償の請求をすることができるものとする。

(あて先)甲 前橋市長

平成 年 月 日

住所 前橋市

氏名 乙